

令和4年第7回野洲市農業委員会
総会議事録

令和4年7月12日開催

野洲市農業委員会事務局

令和4年第7回野洲市農業委員会総会議事録

令和4年7月12日午前9時30分より野洲市総合防災センター2階研修室において、令和4年第7回野洲市農業委員会総会を開催する。

出席委員は、下記のとおり。

1. 出席委員

- 1 番 清水 稔
- 3 番 坂口 茂、
- 4 番 辻川 清太郎
- 5 番 島村 平治
- 6 番 北脇 広美
- 8 番 辻 清子
- 9 番 東郷 恵子
- 10 番 石塚 健一
- 12 番 有馬 和夫
- 13 番 安田 健一
- 14 番 市木 和雄
- 15 番 飯田 百合子
- 16 番 白井 嘉嗣
- 17 番 前田 美幸枝
- 18 番 杉江 保彦
- 20 番 吉川 久和
- 21 番 青木 徹
- 22 番 藤岡 いづみ
- 23 番 田中 靖志
- 24 番 小森 正人
- 25 番 井狩 憲一
- 26 番 武浪 勘治

2. 欠席委員は、下記のとおり。

2 番 小森 貴夫、7 番 苗村 善明、11 番 森 恒仁、19 番 岩井 正男
会議に参与したる職員

| | | |
|-------|--------|-------|
| 農業委員会 | 事務局長 | 川尻 康治 |
| | 主 幹 | 竹中 宏 |
| | 主 任 | 保智 翔太 |
| | 会計年度職員 | 新庄 敏雅 |
| 農林水産課 | 主 任 | 中川 大貴 |

議長 開会挨拶

議長 みなさま、おはようございます。
総会に入ります前に、本日は総会終了後、農政部会を行いますので、総会につきまして、議事が短時間に、スムーズに執り行われますよう、みなさまのご協力をよろしくお願い申し上げます。
それでは、ただいまの出席委員は22名であります。
欠席は、2番小森 貴夫委員、7番苗村 善明委員、11番森 恒仁委員、19番岩井 正男委員です。
よって、本総会が成立いたしました。
ただいまから、令和4年第7回農業委員会総会を開会します。

これより日程に入ります。
日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。
第24番小森 正人委員、第25番井狩 憲一委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定について、本会期は、本日1日間とさせて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

挙手全員であります。
よって会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議第20号から議第24号を上程します。
議第20号農地法第3条第1項の規定による申請についてを議題とします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案書の2ページをご覧ください。

「議第20号 農地法第3条第1項の規定による申請について」をご説明いたします。

案件は1件です。

譲渡人 ●●●● 氏所有の吉川●●●●番 登記地目、現況地目共に畑、面積530㎡
について、譲受人●●●●氏に、経営拡大のため売買により所有権を移転されるものです。

位置図は議案書11ページをご覧ください。

別添資料は1ページをご覧ください。

譲受人の●●●●氏に関する農地法第3条調査の結果は記載のとおりで、該当します全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積及び地域調和要件のいずれの項目において問題はありません。

議長 続きまして、意見委員の説明を求めます。
第20番 吉川委員をお願いします。

吉川委員 事務局の説明どおりですが、申請人の●●●●さんが相続により所有されておりますが、兵庫県に在住されていることもあり、譲受人の●●●●氏と話がまとまったもの

で、放棄地の解消ともなると思います。よろしくお願ひいたします。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。
(挙手なし)

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより議第20号の採決に入ります。
お諮りいたします。議第20号について賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

全員挙手と認めます。
よって議第20号は議案どおりと決定いたしました。

続きまして、議第21号農地法第4条第1項の規定による申請についてを議題とします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案書の3ページをご覧ください。
「議第21号農地法第4条第1項の規定による申請について」をご説明いたします。
案件は1件です。
野田●●●●番、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 423㎡について、●●●●氏が駐車場として自己転用されるものです。
当該土地については、先代から砂利を敷き、駐車場として使用されていましたが、今回、現況の利用状況に是正すべく、転用申請をされたものです。このことから申請にあたり、顛末書が提出されています。
位置図は議案書12ページをご覧ください。
別添資料は2ページをご覧ください。
当該申請に係る農地法第4条調査結果は、農地区分では第3種農地となります。その他の項目については記載のとおりです。

議 長 続きまして、意見委員の説明を求めます。
第24番小森委員をお願いします。

小森委員 事務局の説明どおりですが、申請人の●●●●さんは守山にお住まいで、先代から駐車場として使用されており、現地確認をしましたが問題が無く、顛末書も提出されております。よろしくお願ひいたします。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。

(挙手なし)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第21号の採決に入ります。
お諮りいたします。議第21号について賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

全員挙手と認めます。
よって議第21号は議案どおりと決定いたしました。

続きまして、議第22号農地法第5条第1項の規定による申請についてを議題とします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 吉川●●●●番、登記地目、現況地目ともに畑、面積 984㎡について、●●●●
●氏から●●●●に賃貸借により店舗、ステージに一時転用するため申請があった
たものです。転用期間は令和4年7月20日から1ヶ月間です。
当該土地については、野洲市農業者クラブが主催する、ひまわり迷路の開催に係る
店舗、ステージとして使用されます。会場に近く、現場周辺において農地以外での
用地確保が困難であるため一時転用申請されました。
整備にあたっては、仮設の店舗、ステージを設置するのみとなり、造成工事を伴わ
ないことから隣接する農地への影響はありません。また工事完了後は農地へ戻すこ
とを要件としております。
位置図は議案書13ページをご覧ください。
別添資料は3ページをご覧ください。
当該申請に係る農地法第5条調査結果は、農地区分では農業振興地域内にある農用
地ではありますが、一時転用について農業振興地域整備計画に支障がない旨、農林水
産課に確認し、同意を得ています。その他の項目については記載のとおりです。

議 長 続きまして、意見委員の説明を求めます。
第20番吉川委員をお願いします。

吉川委員 事務局の説明どおりですが、コロナ禍で2年間中止されておりましたが、今年度再開
されるもので、仮設の店舗、ステージを設置するのみの一時転用となります。先日現地
確認しておりますが問題がないと思います。よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。
(挙手なし)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第22号の採決に入ります。
お諮りいたします。議第22号について賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

全員挙手と認めます。
よって議第22号は議案どおりと決定いたしました。

議長 続きまして、議第23号農地利用集積計画についてを議題とします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 「議題23号農用地利用集積計画について」をご説明いたします。

当議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、上記の議案を提出するものです。

内容は、別紙明細書のとおりです。先だって議案書と共に郵送いたしました利用権設定の明細書をご覧ください。

利用権が設定されたのは、合計 3件 3筆 1,429㎡ です。

これらは農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる要件に該当していると考え提出するものであります。

議長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。
(挙手なし)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第23号の採決に入ります。
お諮りいたします。議第23号について賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

全員挙手と認めます。
よって議第23号は議案どおりと決定いたしました。
続きまして、議第24号非農地証明申請についてを議題とします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案書の6ページをご覧ください。

「議第24号 非農地証明申請について」をご説明いたします。

この申請は、農地法第2条第1項に掲げる農地の対象とならない土地の証明について、野洲市農業委員会非農地証明事務取扱要領に基づいて、その旨の証明を行うものです。

所在は、

大篠原●●●●番 登記地目 畑、現況地目 一般山林、面積175㎡

大篠原●●●●番 登記地目 畑、現況地目 一般山林、面積297㎡

大篠原●●●●番 登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積89㎡です。

位置図は議案書 14 ページをご覧ください。

申請地については、20 年以上山林、雑種地として課税されており、山林化により農地に復元することが困難であり、今後農地として利用される見込みもないことから、野洲市農業委員会非農地証明事務取扱要領において、非農地として証明できると考えるものです。

議 長 続きまして、意見委員の説明を求めます。
第 1 3 番安田委員をお願いします。

安田委員 事務局の説明どおりですが、申請人はアメリカ、カリフォルニアに在住しており、現地は竹、雑木が生えている状況です。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。
(挙手なし)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第 2 4 号の採決に入ります。
お諮りいたします。議第 2 4 号について賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

全員挙手と認めます。
よって議第 2 4 号は議案どおりと決定いたしました。
以上で、本日の案件は全て終了いたしました。

続きまして、日程第 4 報告案件にはいります。

報告第 12 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について報告します。
事務局の報告を求めます。

事務局長 議案書の 7 ページから 10 ページをご覧ください。

「報告第 12 号農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」をご説明いたします。

案件は 22 件です。

まず、1 件目から 10 件目までは同一の届出となりますので、まとめて説明させていただきます。

1 件目、西河原●●●●番、面積 2, 147 m²、譲渡人は●●●●氏。

2 件目、西河原●●●●番、および●●●●番、面積計 4, 693 m²、譲渡人は●●●●氏。

3 件目、西河原●●●●番、面積 2, 999 m²、譲渡人は●●●●氏。

4 件目、西河原●●●●番、面積 2, 197 m²、譲渡人は●●●●氏。

5 件目、西河原●●●●番、面積 1,307 m²、譲渡人は●●●●氏。

6 件目、西河原●●●●番、面積 1,341 m²、譲渡人は●●●●氏。

7 件目、西河原●●●●番、面積 3,806 m²、譲渡人は●●●●氏。

8 件目、西河原●●●●番、面積 3,849 m²、譲渡人は●●●●氏。

9 件目、西河原●●●●番、面積 3,838 m²、譲渡人は●●●●氏。

10 件目、西河原●●●●番、面積 3,719 m²、譲渡人は●●●●氏。

以上、登記地目、現況地目ともに田で、全て売買または交換により●●●●氏が取得し、分譲住宅として転用するために届出があったものです。

位置図は議案書 15 ページになります。

次に、11 件目から 13 件目につきましても同一の届出となりますので、まとめて説明させていただきます。

11 件目、西河原●●●●番、●●●●番、面積計 1,038 m²、譲渡人は●●●●氏。

12 件目、西河原●●●●番、面積 806 m²、譲渡人は●●●●氏。

13 件目、西河原●●●●番、面積 853 m²、譲渡人は●●●●氏。

以上、登記地目、現況地目ともに田で、全て売買により●●●●氏が取得し、分譲住宅として転用するために届出があったものです。

位置図は議案書 16 ページになります。

14 件目は、市三宅●●●●番、●●●●番、登記地目、現況地目ともに畑、面積計 494 m²。譲渡人は●●●●氏、譲受人は●●●●氏で、資材置場として転用するため届出があったものです。

位置図は議案書 17 ページになります。

15 件目は、市三宅●●●●番、●●●●番、登記地目、現況地目ともに畑、面積計 239.79 m²。譲渡人は●●●●氏、譲受人は●●●●氏で、資材置場として転用するため届出があったものです。

位置図は議案書 18 ページになります。

16 件目は、市三宅●●●●番、登記地目、現況地目ともに畑、面積 336 m²、譲渡人●●●●氏、譲受人は●●●●氏で、資材置場として転用するため届出があったものです。

位置図は議案書 18 ページになります。

17 件目および 18 件目は、野洲●●●●番、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 252 m²、および同字●●●●番、登記地目、現況地目ともに田、面積 935 m²、譲渡人は●●●●氏、譲受人は●●●●氏で、資材置場として転用するため届出があったものです。

位置図は議案書 19、20 ページになります。

19 件目は、行畑●●●●番、登記地目、現況地目ともに田、面積 503 m²、譲渡人は●●●●氏、譲受人は●●●●氏で、分譲宅地として転用するため届出があったものです。

位置図は議案書 21 ページになります。

20 件目は、妙光寺●●●●番、登記地目 田、現況地目 畑、面積 241 m²、譲渡人は●●●●氏、譲受人は●●●●氏で、露天駐車場として転用の届出があったものです。

21 件目につきましても、妙光寺●●●●番、登記地目 田、現況地目 畑、面積 217 m²、譲渡人は●●●●氏、譲受人は●●●●氏で、露天駐車場として転用の届出があったものです。

位置図は議案書 22 ページになります。

22 件目、行畑●●●●番、登記地目、現況地目ともに田、面積 1,082 m²、譲渡人は●●●●氏、譲受人は●●●●氏で、共同住宅として転用の届出があったものです。

位置図は議案書 21 ページになります。

議 長 説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。
質疑はございませんか。

(挙手なし)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これをもって、本日の案件は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和4年第7回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 9時50分